

平成30年 3 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成30年 3 月 22 日 開会

平成30年 3 月 22 日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 3 0 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

平成 3 0 年 3 月 2 2 日（木曜日）

午前 1 0 時 5 0 分開議

議 事 日 程

1 報 告 事 項

- (1) 議会運営委員会審議結果の報告について
- (2) 宮古衛生処理センター基幹的設備改良工事の概要について
- (3) 消防救急デジタル無線工事に係る賠償金について

2 協 議 事 項

- (1) 平成 3 0 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の概要について
- (2) 平成 2 9 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算の概要について
- (3) 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- (4) 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例案について
- (5) 宮古消防署新里分署の移転計画について

3 そ の 他

出席議員（１２名）

１番 合 砂 丈 司 君
３番 八重樫 龍 介 君
５番 佐々木 重 勝 君
８番 畠 山 拓 雄 君
１０番 尾 形 英 明 君
１２番 菊 地 大 君

２番 伊 藤 清 君
４番 黒 沢 一 成 君
７番 畠 山 昌 典 君
９番 落 合 久 三 君
１１番 阿 部 吉 衛 君
１３番 竹 花 邦 彦 君

欠席議員（１名）

６番 古 舘 章 秀 君

説明のための出席者

事 務 局 長
総 務 課 長
施 設 課 長
消 防 長
消 防 次 長 兼 消 防 課 長
総 務 課 長
指 令 課 長

飯 岡 健 志 君
大 久 保 一 吉 君
鈴 木 登 志 美 君
白 鳥 定 良 君
沢 田 達 雄 君
畠 山 毅 君
和 山 勝 富 君

◎開 会

○議長（竹花邦彦君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（竹花邦彦君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で、監査委員からの平成29年度定期監査及び平成29年度例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものであります。

日程第1の会議録署名議員の指名につきまして、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は9番、落合久三議員、10番、尾形英明議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月22日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の施策大綱説明ですが、管理者が議長の許可を得て説明をいたします。なお、一般質問はございませんでした。

日程第4で、議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

日程第6で、議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第7で、議案第4号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（竹花邦彦君） 議会運営委員長の報告がございましたが、これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古衛生処理センター基幹的設備改良工事の概要について

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に、宮古衛生処理センター基幹的設備改良工事の概

要について事務局の説明を求めます。

鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） おはようございます。

私、資料のナンバー１に沿って説明させていただきます。その後、説明につきまして
は座ったままで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料のナンバー１をごらんください。

平成28年６月から２カ年事業で進めてまいりました宮古衛生処理センター基幹的設備
改良工事の概要でございます。

１の工事の目的ですが、現在、組合が管理しておりますし尿処理施設は、宮古衛生処
理センターと第２衛生処理場の２つの施設がございます。その処理設備の一部を共有し、
一体施設として管理を行っております。

これまでのし尿処理の課題としては、施設を構成する設備、装置等の老朽化とし尿・
浄化槽汚泥の性状変化、搬入量の減少が懸念されておりました。このような状況から、
平成25年度に、今後20年間の安定稼働とCO₂削減を目的とした宮古衛生処理センター
長寿命化計画を策定し、この計画に基づいて今回基幹的設備改良工事を実施いたしまし
た。

２の工事の概要ですが、事業費、契約金額でございますが、10億9,080万円ござい
ます。処理能力は、これまで１日当たり193キロリットルの処理能力から１日当たり125
キロリットルに縮小しております。

３の主な工事対象機器及び内容といたしましては、機械設備等の更新による省力化と
各処理水槽等の防食工事などがございます。対象機器等につきましては、表にあります
ように、受入貯留設備、生物高度処理設備、２ページにまいりまして、汚泥脱臭処理設
備、その他設備等が工事の対象となっております。

４の引き渡し性能試験の結果でございますが、引き渡し性能試験を２週間の定格運転
の後、２月20日、21日の２日間で実施いたしました。試験結果は保証事項の全てにおい
て、基準値及びメーカー保証値を満足しておりました。特に、CO₂削減率、二酸化炭
素の削減率でございますが、メーカーから提案された保証値が8.38%に対しまして、試
験結果から19.5%となっております。このことから、保証値以上の結果が得られたとこ
ろでございます。引き渡しにつきましては、当初の予定どおり３月20日に引き渡しを受
けております。

以上が宮古衛生処理センター基幹的設備改良工事の概要でございます。よろしくお願
いいたします。

○議長（竹花邦彦君） ただいま事務局より説明がありました。皆さんのほうから何かこ
れについて質問があれば、挙手の上、お願い申し上げます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎消防救急デジタル無線工事に係る賠償金について

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に入ります。

次に、消防救急デジタル無線工事に係る賠償金について事務局の説明を求めます。

畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） それでは、着座のままで失礼させていただきます。

資料ナンバー２をお願いいたします。

消防救急デジタル無線工事に係る賠償金につきましては、一連の手続が確定をいたしましたので、改めてご報告をさせていただきます。

この賠償金につきましては、昨年10月に一度ご説明を申し上げたとおり、沖電気工業株式会社東北支社に対しまして、工事請負代金額の10分の1に当たる1億4,666万1,270円の賠償金を請求し、既に支払いを受けてございます。国庫補助金につきましては、既に交付されている補助金を9,696万6,000円減額し、8億9,303万2,000円とする再確定通知を受けたところでございます。また、この差額分につきましては、補助金返還命令を受けましたことから、平成29年度内に9,696万6,000円を国庫に返還をいたします。これによりまして、賠償金額から国庫補助金返還額を差し引いた市町村負担金の返還額につきましては4,969万5,000円となりますので、1号補正との差額分を今議会に提案いたします補正予算（第3号）において、記載のとおり調整をするものでございます。

以上が賠償金に係る一連の対応状況でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） 事務局より説明がございました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の概要について

○議長（竹花邦彦君） 次に、本日の協議案件は、お手元に配付をされております会議日程のとおり5件でございます。

それでは、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の概要についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは、私も座ったままで説明をさせていただきたいとします。よろしくお願いいたします。

資料ナンバー3、ごらん願いたいと思います。資料の3、一般会計予算の概要についてでございます。1ページをお願いいたします。

年度別一般会計当初予算の状況でございますが、1、歳入、2、歳出のそれぞれ表の下の方の段をごらんください。30年度の歳入歳出予算案は29億2,582万7,000円で、前年比較4億8,541万5,000円、14.2%の減額となっております。

減額の主な要因でございますが、1、歳入につきましては、1款分担金及び負担金、3款国庫支出金が生尿処理施設の基幹的設備改良事業の終了に伴いまして減額となった

こと、また、4 款県支出金が県への派遣職員が減となったことに伴い、減額となったことによるものでございます。2 の歳出の減額の要因でございますが、3 款衛生費及び4 款消防費の施設整備の計画が減額となったことなどによるものでございます。なお、歳出でございますが、平成28年の台風第10号による災害廃棄物の処理、処分に要する費用を3 款衛生費、災害ごみ処理事業費として計上してございます。

次に、30年度の主な事業をご説明いたしますので、4 ページ、平成30年度の宮古地区広域行政組合当初予算（歳出）の概要をごらん願います。表の左、目の欄でご説明をいたします。

議会費242万3,000円は、議会の運営等に要する経費でございます。

一般管理費8,495万円は、職員の人件費を含む事務局の一般的な業務の管理に要する経費でございます。前年比較で165万4,000円の減額でございますが、人件費の増額の一方で、統一的な基準による地方公会計の整備に係る委託料が減額となったことが主な要因でございます。

公平委員会費から環境衛生費まで5万円、37万円、1万円は、それぞれ事務及び管理運営費の計上でございます。

清掃総務費1億5,656万2,000円は、町村のごみ収集運搬に要する経費などを計上するものでございます。なお、ごみ収集運搬委託料は、構成市町村の積算によるものでございます。

ごみ焼却施設費からリサイクル施設費までは、それぞれ施設の運転管理業務委託料など人件費を含む運営に要する経費で、ごみ焼却施設費3億1,632万3,000円は、清掃センターの管理運営の経費でございます。前年比較1,094万9,000円の増額でございます。基幹的設備改良工事の効果が発揮され、電気料の削減及び修繕料の減額が見込まれる一方で、人件費の増額及びごみ焼却施設総合点検設備委託料の増額が主な増額の要因でございます。このごみ焼却施設総合点検委託料の増額は、平成28年度に基幹的設備改良工事が完了し、保証期間中のため1年間点検を必要としなかった機器の点検整備を平成30年度から再開することによるものでございます。

埋立処分地施設費1億1,786万8,000円は、最終処分場の管理運営費の経費でございます。前年比較2,430万4,000円の減額でございます。人件費の増額の一方で、平成29年度に計上した重機購入分2,872万2,000円の減額が主な減額の要因でございます。

し尿処理施設費1億9,557万4,000円は、衛生処理センターの管理運営に要する経費の計上でございます。前年比較1,183万1,000円の増額でございます。基幹的設備改良工事の効果が発揮され、電気料の削減が見込まれる一方で、人件費の増額及び基幹的設備改良工事中のため行わなかった委託を再開することによる委託料の増額が主な要因でございます。

汚泥混焼施設費1,337万6,000円は、施設の管理運営の経費でございます。前年比較103万6,000円の増額ですが、通常の修繕費を減額した一方で、施設整備計画による修繕費及び燃料費の増額が主な要因でございます。

リサイクル施設費8,809万8,000円は、リサイクルセンターと4施設の管理運営に要する経費の計上でございます。前年比較418万4,000円の増額でございますが、施設整備計

面に計上した修繕料を増額した一方で、施設運転管理委託料の減額が主な要因でございます。

災害ごみ処理事業費230万円は、平成28年台風第10号により発生した岩泉町の災害廃棄物処理処分に要する経費を計上するものでございます。

し尿処理施設基幹的設備改良事業費は、事業終了に伴い、目を廃止するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

常備消防費17億1,251万7,000円は、消防職員の人件費、消防救急業務等に要する経費を計上するものでございます。前年度と比較して6,242万3,000円の増額ですが、人件費の増が主な要因でございます。なお、岩手県防災航空隊への派遣職員の人件費に係る特定財源として、県の負担金924万8,000円を歳入、県支出金に計上しております。

消防施設費1億9,682万円は、庁舎施設の改修、車両購入及び備品購入などの消防施設の整備に要する経費の計上でございます。前年比較1億425万円の減額は、施設整備計画による事業費の減額が主な要因でございます。

衛生施設災害復旧費及び消防施設災害復旧費は、整理科目でございます。

公債費元金3,410万9,000円及び利子247万5,000円の計上は、長期債元利償還金の計上でございます。

予備費は、前年度と同額の200万円の計上でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

3 ページ、平成30年度宮古地区広域行政組合当初予算、歳入の概要をごらんください。歳入につきましても、表の左、目の欄でご説明をいたします。

分担金及び負担金は28億3,004万7,000円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。前年と比較をして4億236万4,000円の減となっております。

構成市町村の負担金内訳につきまして、2 ページをごらん願います。

平成30年度項目別市町村負担金内訳表、下の表の中央、合計欄のとおり、宮古市16億4,473万3,000円、山田町6億673万1,000円、岩泉町4億1,130万6,000円、田野畑村1億6,727万7,000円となっております。

3 ページにお戻り願います。

使用料及び手数料、総務使用料13万円は、東北電力及びN T Tの鉄塔用地等使用料でございます。

同衛生手数料5,405万円は、ごみ、し尿などの処理手数料等でございます。

同じく、消防手数料100万5,000円は、危険物取扱許可手数料等でございます。

国庫支出金、衛生費、国庫補助金47万4,000円は、放射性セシウム分析に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費補助でございます。

同じく、消防国庫補助金の計上はございません。

県支出金、消防費県負担金924万8,000円は、歳出でもご説明いたしました岩手県防災航空隊への派遣職員の人件費に係る県負担金でございます。

財産収入、財産貸付収入36万円は、宮古地区交通安全協会に対する土地貸付料でございます。

財産収入、物品売払収入及び繰越金はそれぞれ1,000円の計上で、整理科目でございます。

諸収入、組合預金利子は1万円の計上でございます。

諸収入、雑入3,050万1,000円は、資源物売却代金等を計上するものでございます。

平成30年度の予算につきましては、運営費のほとんどが構成市町村の負担金であることを踏まえ、事務事業の内容を精査し、経費の節減に努め、簡素化、効率化を図りながら予算を計上いたしました。

以上が平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の主な内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） 事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

八重樫議員。

○3番（八重樫龍介君） 座ったままで質問させていただきます。

一般会計予算には問題はないんですが、ここで有害駆除されました鹿等の処分の仕方についてお伺いしたいと思います。

今現在、有害駆除された鹿は、狩猟者が埋設処理をするか、岩泉の場合は役場に届けて宮古のほうに持ってくるという、大変負担が大きくなっております。それで、これからどんどん鹿の駆除がふえると思うんですが、この駆除の方法について、何らか施策を考えておられるのか。今あるのが、有機物による処理とか、たしかセシウムによる処理等がどんどん考案されておりますが、その辺の設備等の設置等は考えられていないのか、お伺いします。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問でございます。今、組合で設置しております動物焼却炉につきましては、あくまでも廃棄物という考え方のもとに持ち込まれたものについて焼却を行っております。その中にはペット等もございますが、今ご質問のありましたように鹿等の駆除の分に関しましては、前段でお話しにあったとおり、宮古市さんも同じような対応をしております、いわゆるそういった狩猟をなさる方々が搬入していた、または宮古市が責任を持って搬入していただくという部分については、焼却処理をしております。ただ、今後そういった部分で施設等について対応するかというのは、ちょっと現段階では考えてはございません。

○議長（竹花邦彦君） 八重樫議員。

○3番（八重樫龍介君） もう一つ。

あと、また鹿にかかわることですけれども、狩猟者の中には食用として持ってきて解体処分しております。残渣の取り扱いについてお伺いしますが、今広域では、この残渣は一般家庭用で処理して大丈夫なのか、それとも産業廃棄物としてやはり同じように埋設処理をしなければならないのか、そこについてお伺いします。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 要は、解体した後の残渣の部分の処理だと思うんですが、事業系の一般廃棄物という形でほかの可燃ごみと一緒に焼却するような形になるかと思

います。余りそういうの、施設管理する者とすれば、したくはないんですが、実際、一緒に可燃ごみと焼却するような形になるかと思います。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。そのほかご質問ございませんか。
お願いします。

○1番（合砂丈司君） 一昨年、台風災害で岩泉町も被災したんですが、いろいろ被害を受けておりまして、それで、岩泉町だけではないと思うんですが、消防の屯所とか、そういう移転とかにはできないと思うんですが、これから計画していく考えはあるのか、ないのか、その部分について。

○議長（竹花邦彦君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 今のご質問は各市町村の事務事業になりますので、広域の組合としてはちょっとお答えできません。申しわけありません。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。
黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 歳入の3ページの下の方の資源物売却代金なんですけれども、29年度に比べて1,000万ふえているんですけれども、これは売却先が変わったのか、それとも、売却先は変わらないけれども、単価がすごく上がったのか、高くなったのか。鉄とかプラとかありますけれども、どれもみんな高くなっている。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） お答えいたします。

この1,000万ほど出ているのは、まず実績に基づいての増額となっております。年2回、上半期と下半期に入札を行っております。これにつきましては、以前までは年1回、年度当初での入札を行って単価契約したんですが、ここ数年間、鉄あるいはアルミ等の単価の変動が著しくなっております。それを上半期と下半期に分けて入札を行っているという状況です。このところ、東京オリンピック等ございまして、その部分で鋼材等、鉄、アルミ、銅が高騰しているというのがまず一つの原因かというふうに思っております。

売り払いしておりますのは、一般家庭から回収されましたアルミ缶、スチール缶、あと紙類等を売却したものになります。

○議長（竹花邦彦君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 今のところはわかりました。

あと一つが、ページ数が5ページ。5ページの消防施設費の中で、山田町で救助工作車を購入する予定になっているんですけれども、1億1,700万でかなり高いんですけれども、山田町の救助車は十数年前に5,000万ぐらいで買った覚えがあるんですけれども、この工作車は、救急車等だったら毎日出動して、そんな耐用年数ないのはわかるんですけれども、工作車の場合は出勤回数はそれほど多くないと思うんですけれども、耐用年数はどれぐらいなのか、それで、前回買ったものから――

○議長（竹花邦彦君） 一問一答でできればやりとりをお願いします。

○4番（黒沢一成君） まず耐用年数です。

○議長（竹花邦彦君） 沢田次長。

○消防次長兼消防課長（沢田達雄君） 耐用年数については、15年をめどとしております。それで、走行距離等を勘案して、今回更新する車両につきましては、登録年月日が平成10年になっておりましたので、20年経過で更新というような形になっております。

○議長（竹花邦彦君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 20年ということで、20年だったら、出動回数少なくとも更新時期かなという気はするんですけども、以前買ったものに比べてかなり高くなっているように思うんですけども、内容自体がどのように変わっているのか。

○議長（竹花邦彦君） 沢田次長。

○消防次長兼消防課長（沢田達雄君） 搭載している装備等については、これは2型という形をとっておりますので、救助工作車としては装備が十分行き届いた形になっております。それで現在、山田消防署に配置している車両も救助工作車2型というタイプなんですけれども、それと同等ということで整備しております。

金額的に高額になっているのは、やはり20年の間もございますけれども、搭載している救助器具等々がそれなりに値上がりしているというようなところもあるのかなと思っておりますし、車両についても、20年前と比べて排ガス規制等の関係がございまして、シャシそのものの値段もかなり高くなっているというのが高騰の理由だと思います。

以上です。

○議長（竹花邦彦君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 値段が高くなったのが、2倍以上になっているように思うので、そこはしょうがないので、今の説明をそのまま聞くしかないんですけども、あと一つが、出動に関してなんですけれども、出動エリアは山田町内だけではなくて、宮古市内であっても山田から出動したほうが早い場合は山田から出動することになるかとは思いますが、今、高速道路が開通しているのもあるんですけども、出動範囲についてお願いします。

○議長（竹花邦彦君） 沢田次長。

○消防次長兼消防課長（沢田達雄君） 出動範囲につきましては、基本的には山田町内ということにはなりますけれども、宮古消防署に配置されている救助工作車が川井とかまでが範囲になりますので、等々で、例えば宮古の救助工作車が出動しているときには山田の救助工作車が宮古にも来ますよと。あとは、距離的に言えば新里地区もそうですし、川井もあれなんですけれども、特に新里地区になってくれば、山田のほうが近い場合もあり得るということで、優先的ではないんですけども、山田の救助工作車のほうを依頼するというのもございます。

なので、いずれ広域管内、全部出られるというような体制をしいております。優先的ではないですけども、2次的、3次的と言えどもあれですけども、岩泉にも救助工作車が前年度に配置になっておりますので、そういうのを勘案しながら、山田も出動するというような体制はとっております。

○議長（竹花邦彦君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 以前に見せてもらったんですけども、電話が来るとそのポイントがわかって、それを地図上で把握して出動をかけますというような説明を受けている

んですけれども、地図で見て、エリア関係なく、近いところから、早いところから出動する体制にしてあるのであれば、それでいいんですけれども。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか、答弁は。

○4番（黒沢一成君） 答弁は、そのとおりであればいいんですけれども。

○議長（竹花邦彦君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 今のご質問でございますけれども、出動検討委員会というのをつくっております、その都度、どの地区はどういうものを出したらいいかというものを検討しておりますし、昨年度、通信指令センターを設置させていただきました、その中でまた見直しをかけて、一番は、議員おっしゃいました、場所によってどの車を出すかというのは自動的に出すようにしておりますし、事故、事例によって2台、3台、4台というような形はすぐ出せるようにしておりますので、よろしいでしょうか。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。そのほか、質問。

畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） 4ページの30年度の歳出の部分なんですけれども、清掃総務費先ほどの説明の中にこの委託料、業者指定は市町村の積算によるということでした。広域のほうで、例えば積算の基準になるものとか、そういったものを示しているのか、それともすっかり、私は岩泉町なんですけれども、岩泉町の中で決めた積算の方法でやっているのか、それを教えてください。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 資料といたしましては、組合のほうで統一した積算資料を出してございます。その中で、福利厚生費等、あとは車両の維持管理費等をその根拠の中にありますけれども、そこにつきましては、それぞれの市町村で単価を入れていただいて積算するという状況でございます。

○議長（竹花邦彦君） 畠山議員。

○7番（畠山昌典君） ありがとうございます。

それと、今ごみを収集するときに指定のごみ袋で集めていると思うんですけれども、それになった経緯というか、それにしている例えばメリットとかあってそういうふうになっていると思うんですけれども、その説明をお願いします。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ごみ袋の指定につきましては、まず第1がごみの減量化にございます。あと、分別の徹底という、この2つが主な部分でございます。その後、平成20年度に新たに分別の品目がふえました。その他の紙、その他のプラといった部分で、1つは、まず前提が一番最初の部分なんですけど、あとは出す場合、収集する人たちが間違わないように、同じ集積所、燃えるごみから資源ごみ、いろいろ使いますが、その中で間違えないように収集していただくというのが次にあります。あと、3つ目です。各構成市町村の担当者とは写真や、現物を見せたりして分別をお願いしているんですが、その中に、例えば資源の中にかみそりとか包丁とか、そういった危険物も入っています。それらも指定しながら、透明袋にして危険のない、特にあとは収集されたもの、今度は施設のほうで手作業で分別していますので、そういった危険防止も含めて、色とか、あ

とは透明ということで指定させていただいております。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 4ページ、3款2項2目ごみ焼却施設費、前年比で1,094万の増で、その中身の説明のところで委託料の増というのがあるんですが、この委託料の増、これは端的に言えばどういう内容のものがふえているのでしょうか。

○議長（竹花邦彦君） 改めて、じゃ鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ここの金額につきましては、ごみ焼却施設の焼却炉の設備の点検になります。1つの炉に大体100以上の電動機器等がございますし、あとは炉の中、耐火レンガ等の例えば崩れがないとか、あるかとか、そういった部分は委託をしまして検査していただきます。その中で、検査した結果をもとに、次年度以降の修繕計画のほうに役立てるという形でございます。その部分が、今まで基幹改良工事をしていましたから、その間は点検が必要なかったものですから、今回こういった形で金額として出てきたということになります。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうすれば、基幹設備改良工事が終わって、その期間必要がなかったんだが、稼働し始めて改めて点検等が必要だと。その委託料が復活するというか、休んでいたものを、そういう意味でし尿と考え方同じだということで。わかりました。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） そのほかご質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算の概要について

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に、平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算の概要についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは、資料ナンバー4、1ページをお開き願いたいと思います。

補正予算（第3号）総括表でございます。よろしいでしょうか。

表は歳出の款別に区分をし、今回の補正額を示し、右側にそれぞれに充当する特定財源と一般財源の補正額を示しております。

このたびの補正予算は、歳入におきましては、事業費確定による国庫支出金の減額のほか収入見込み等による一般財源の増額を、歳出におきましては、事業の確定、事業執行見込みにより減額をするもので、補正額の欄の一番下の段のとおり歳入歳出それぞれ6,225万7,000円減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ34億1,525万4,000円とするものでございます。

補正予算の概要の歳出からご説明をいたしますので、資料ナンバー4をお願いいたし

ます。

説明は、当初予算と同様に表の左、目の欄で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2の歳出のところから説明をいたします。

議会費46万1,000円の減額は、議員研修旅費及び会議録作成委託料の事業執行見込みにより減額するものでございます。

一般管理費119万3,000円の減額は、職員研修旅費及び地方公会計の整備に係る委託料の事業執行見込みにより減額するものでございます。

諸費80万8,000円の減額は、消防救急デジタル無線工事賠償金に係る国庫支出金返還金の確定に伴い減額するものでございます。

ごみ焼却施設費1,624万4,000円の減額は、需用費及び委託料について、施設運営に要する費用の事業執行見込みにより補正するものでございます。主に電気料の減額によるものでございます。

埋立処分地施設費1,366万2,000円の減額は、役務費及び委託料について、施設運営に要する費用の執行見込み及び重機購入費の確定により、備品購入を減額するものでございます。

し尿処理施設費1,297万円の減額は、需用費及び委託料を事業執行見込みにより減額するもので、主に電気料の減額によるものでございます。

リサイクル施設費190万6,000円の減額は、需用費のうち修繕料、役務費、委託料をそれぞれ事業執行見込みにより減額するものでございます。

常備消防費368万4,000円の減額は、委託料を実績見込みにより、備品購入費を事業確定により減額するものでございます。

消防施設費1,025万6,000円の減額は、需用費のうち修繕費、委託料及び工事請負費を事業確定により、備品購入費を事業執行見込みにより減額するものでございます。

消防施設災害復旧費107万3,000円の減額は、山田消防署庁舎建設工事の事業確定により減額をするものでございます。

以上、歳出予算を6,225万7,000円減額補正するものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

3ページにお戻り願います。

1の歳入ですが、組合負担金は6,529万6,000円の減額でございます。この負担金は、歳入の他の科目の補正額及び歳出でご説明した事務事業の補正額に基づき調整し、補正をするものでございます。

2ページの市町村負担金総括表をごらんください。

補正により減額する構成市町村の負担金は、右側合計欄の補正額の欄のとおり、宮古市4,051万7,000円、山田町1,474万2,000円、岩泉町616万6,000円、田野畑村387万1,000円とそれぞれ減額となるものであります。

3ページにお戻り願います。

衛生手数料350万8,000円、消防手数料27万4,000円の増額は、いずれも収入見込みによるものでございます。

消防費、国庫補助金190万4,000円の減額は、消防ポンプ自動車購入に係る補助額の確定に伴うものでございます。

不動産売払収入4万9,000円の増額は、一般国道45号三陸沿岸道路事業のため、国に売却した土地及び立木の売り払い収入でございます。

雑入111万2,000円の増額は、資源物売却代金の見込みによるものでございます。

以上、歳入予算を6,225万7,000円減額補正するものでございます。

以上が平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） 補正予算の概要について事務局より説明がございました。これについて何か皆さんのほうからご質問がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に移ります。

次に、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは、資料ナンバーの5をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。資料ナンバー5の1ページをお願いいたします。

1の改正要旨ですけれども、非常勤職員が育児休業を取得できる期間を拡大するとともに、職員及び非常勤職員が育児休業を再取得する場合の要件として、子供が保育所等の入所待機児童である場合を追加するもので、国の例に準じ、改正しようとするものでございます。なお、組合には非常勤職員及び育児休業を取得している職員がおりませんので、今のところ本条例案の適用はございません。

改正内容についてご説明いたします。

2の改正内容、（1）として、非常勤職員の育児休業の再延長等について規定するものでございます。黒ボツの1番目は、非常勤職員が育児休業を6カ月延長した後、さらに6カ月、子が2歳になるまで再延長できることを規定するもので、第2条を改正するものでございます。2番目は、非常勤職員の子が保育所等に入所できない場合などに再延長できることを規定するもので、第2条の4を追加するものでございます。3番目は、非常勤職員が再度の育児休業ができる期間を子が2歳になるまで拡大するもので、第3条第7号を改正するものでございます。

（2）として、職員の育児休業について、再延長等ができる特別の事情を規定するものでございます。黒ボツの1番目は、職員が再度の育児休業ができる場合として、子が保育所等に入所できない場合を規定するもので、第3条第6号を改正するものでござい

ます。2番目は、職員が育児休業を再延長できる場合として、子が保育所等に入所できない場合を規定するもので、第4条を改正するものでございます。3番目は、職員が再度の育児短時間勤務ができる場合として、子が保育所等に入所できない場合を規定するもので、第10条第7号を改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めるもので、平成30年4月1日を施行日とするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございます。2ページ以降は改正案ですけれども、説明は省略をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（竹花邦彦君） 職員の育児休業等に関する一部改正条例案についての概要の説明がございました。皆さんのほうから、これについてご質問がありますか。よろしいですか。

尾形議員。

○10番（尾形英明君） 対象人数は何人いますか。要するに、これが当てはまるような人は何人いますか。

○総務課長（大久保一吉君） いません。まず、非常勤職員についてはいせんので、ゼロです。

○議長（竹花邦彦君） いいですか。そのほか、皆様から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に移ってよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例案について

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に、宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例案についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

沢田消防次長。

○消防次長兼消防課長（沢田達雄君） それでは、資料ナンバー6をごらん願います。

宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例案でございます。資料の1ページをお開き願います。

1の改正要旨でございますが、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、標準とする手数料の徴収について制定されております。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宮古地区広域行政組合手数料条例について、所要の改正をするものでございます。

2の改正内容につきましては、危険物施設の屋外タンク貯蔵所のうち、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可完成検査前検査及び保安検査の手数料を引き上げるものでございます。

次に、附則でございますが、条例の施行日を政令の施行日に合わせ、平成30年4月1日から施行するものでございます。

改正案の内容につきましては、2ページから16ページに記載してございますので、ごらんをお願いいたします。

以上が宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例案でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） 事務局より説明がございました。これについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 何もないようですので、次に移りたいと思います。

◎宮古消防署新里分署の移転計画について

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に、宮古消防署新里分署の移転計画についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 着座にて説明をさせていただきます。宮古消防署新里分署の移転計画についてご説明いたします。

資料ナンバー7をごらんください。

新里分署庁舎の整備のあり方につきましては、これまで宮古市と協議を重ねてきたところでございますけれども、平成30年度から整備事業を進めてまいりたいと考えてございます。移転整備の考え方でございますが、庁舎建設から43年が経過し、施設の老朽化、狭隘化に加え、耐震性能を満たしていないなど、消防防災拠点施設としての信頼性と機能性の向上が喫緊の課題となっているところでございます。また、敷地につきましては、民有地を借り上げ、消防庁舎の用地として使用している状況でございます。

整備方針でございますが、これまで消防庁舎の整備につきましては、関係市町村において経費を負担していただき、組合が事業主体となって整備を図ってきたところでございますが、今回の新里分署の整備につきましては、現在建設中の宮古市役所新庁舎の完成により空きスペースが生じる宮古市役所新里庁舎の一部に行政財産の使用許可を得て分署機能に移転し、消防体制の整備、充実を図ろうとするものでございます。この整備に当たりましては、宮古市役所新里庁舎が宮古市の所有する施設でありますことから、宮古市が事業主体となり、市の予算で実施を図るものでございます。

次のページをお願いいたします。

新里庁舎に移転するメリットでございますが、新里総合事務所との併設による住民の利便性の向上、必要な耐震性能と広さを有する安全・安心な庁舎による災害対応能力の向上、将来の変化に対応する拡張性や経済性などが上げられるところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、平成30年度に実施設計を行い、翌31年度に改修工事を予定しております。また、現在の消防庁舎につきましては、平成32年度以降に解体し、用地を返還いたします。宮古市役所新里庁舎の改修の内容や施設の維持管理の方法などにつきましては、今後宮古市と協議をしながら事業を進めてまいりますので、議

員の皆様のご理解を賜りたく、よろしくお願いをいたします。

○議長（竹花邦彦君） 事務局より説明がございました。これについてご質問がありましたら、議員挙手の上、よろしくお願い申し上げます。これは宮古市議会のほうでも説明があったところですが、あえて手を挙げて。

落合議員。

○9番（落合久三君） この宮古市役所新里庁舎の改修工事、端的に言えば何がどういふふうに改修される予定ですか。

○議長（竹花邦彦君） 畠山課長。

○総務課長（畠山 毅君） 新里分署の機能移転として必要な改修といたしましては、ほかの分署にも共通する部分で、事務室のほかに仮眠室であったり、職員が食事をするスペースであったり、あるいは車庫スペースであったり、そういうものを今のここの新里庁舎に改修を加えて、要件を具備した建物にするというような改修を図るというような意味合いでございます。

○議長（竹花邦彦君） そのほかご質問がある方。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 消防と関係ないかもしれないんですけども、ここということですよ、建物としては。ここを改修するということは、今ここにあるものが減ることになるかと思うんですけども、どの部分が減るのでしょうか。

○議長（竹花邦彦君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 宮古市出身でございますのでご説明いたしますが、今、宮町へ新庁舎を建設中でございます。その庁舎に、ここに現在ございます教育委員会あるいは産業振興部の農林課の機能を移してまいります。そのスペースがまずあきます。それから、ここに残るのは総合事務所機能ということになりますので、住民対応の部分を残して、あいたスペースに新里分署を入れていくという考え方でございます。

○議長（竹花邦彦君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 支所的なものになるということですか、この新里庁舎は山田で言えば支所ですよ。

○議長（竹花邦彦君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 総合事務所ということになります。

○議長（竹花邦彦君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 消防で使うとなれば車庫の部分もあると思うんですけども、そこはどのようになるのか。

○議長（竹花邦彦君） 畠山課長。

○総務課長（畠山 毅君） 現在この施設の北側に新里庁舎の公用車車庫がございまして。こちらのほうをポンプ自動車、救急車等が格納できるように改修を図るというような予定でございまして。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。そのほかご質問のある議員の方いらっしゃいますか。

尾形議員。

○10番（尾形英明君） 聞くところによると、この庁舎の一部も個人の用地があると聞いているんですが、ないですか。

○議長（竹花邦彦君） 畠山課長。

○総務課長（畠山 毅君） 新里庁舎の用地ということであれば、宮古市のほうから確認したところでは全て市有地だというように伺っております。

○議長（竹花邦彦君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） それでは、協議案件につきましてはひととおりご説明をいただきました。

◎その他

○議長（竹花邦彦君） その他でございますが、議員、事務局のほうから何かございますか。

鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） きょう報告させていただきましたが、し尿処理施設の施設見学、もしよろしければ。こういった状況なんですけれども、定例会終了の後、懇親会までの間の時間にですね、施設見学を設定したいと思いますけれども、よろしければ。時間につきましては、また定例会終了後に決めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 特に出欠確認をする必要がありますか。いいですか。特にこれに出られないという方、ありますか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎閉会

○議長（竹花邦彦君） それでは、ないようですので、以上をもちまして議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時48分閉会
